

資料 1

I 行政からの連絡事項ほか

2022年8月26日

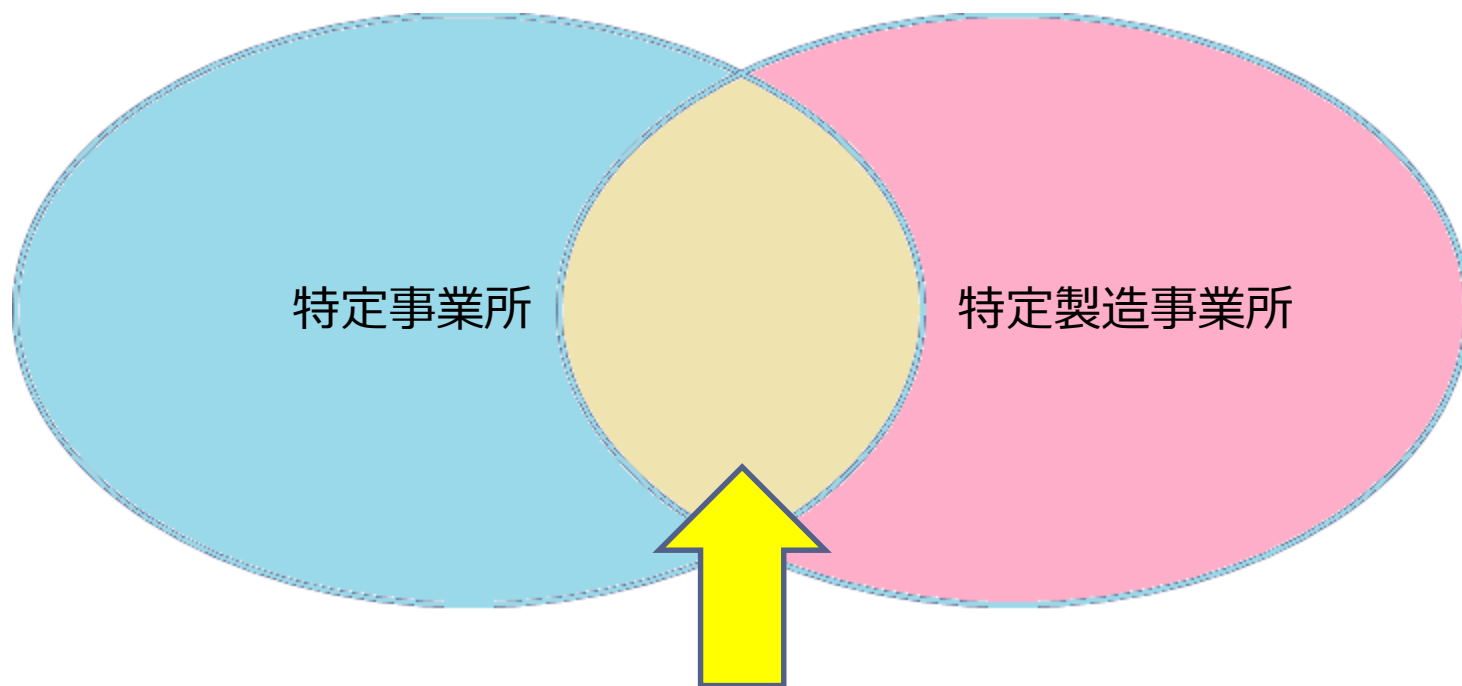
防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 消防保安課

はじめに

本研修会の対象：

- 石災法の規制を受ける特定事業所
- 高圧法コンビ則の適用を受ける特定製造事業所



目次

- 1 異常現象・高圧ガス事故発生時の通報等
について**
- 2 2022年度石油コンビナート災害情報
受伝達訓練について**
- 3 高圧ガス保安法に基づく立入検査**
- 4 高圧ガス保安法関係法令の改正等**
- 5 そのほか**

資料 1 - 1

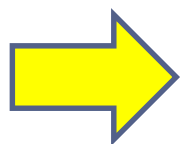
1 異常現象・高圧ガス事故 発生時の通報等について

はじめに

高圧ガス保安法に基づく事故届等について（注意喚起）

2022.3.31 経産省

- 高圧法の規定に基づく認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を受けていた某事業所において、**法第63条第1項の規定に基づく事故届に係る扱いを、石油コンビナート等災害防止法第23条第1項の規定に基づく異常現象に該当する場合のみを対象として扱っていた**こと等により、長期にわたり必要な法令手続きを怠っていたことや、認定基準に不適合となる事実が確認されるなど、保安体制に重大な不備が認められたため、認定を取り消された。
- 上記を受けて、認定事業所宛、あらためて必要な法令手続きを適切に行っているか、認定基準に基づく適切な保安管理を行っているかについて、より一層の注意を求める通知がだされた。



本日は認定事業所だけでなく、**すべての高圧ガスを取り扱う事業所**であらためて事故の定義を再確認してください！

参考：経産省HP 太陽石油株式会社に対する行政処分を行い、あわせて、他の認定事業所に法令
手続及び保安管理の適切な実施について注意喚起等を行いました

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331004/20220331004.html>

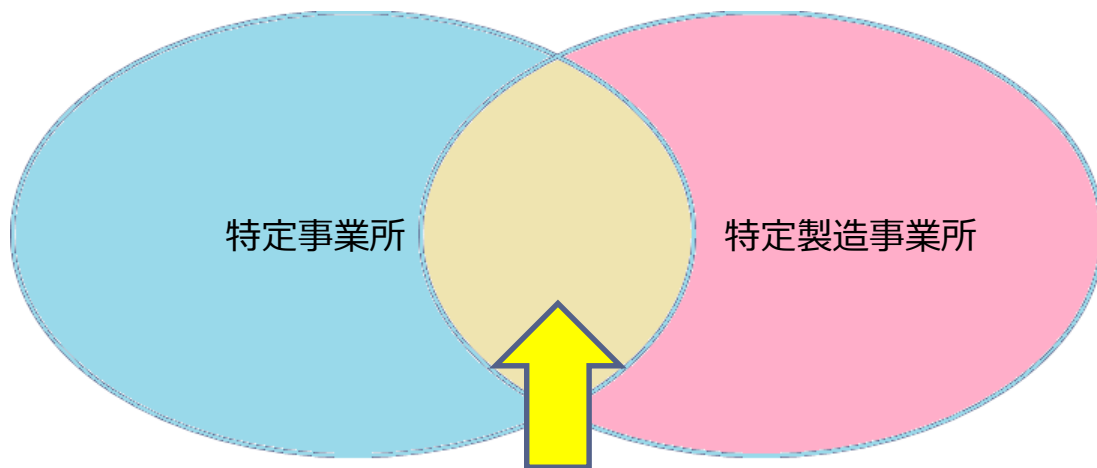
はじめに

- 石災法の規制を受ける特定事業所で発災

⇒ 「異常現象」

- 高圧法の適用を受ける施設等で発災（例 □
コンビ則適用：特定製造事業所）

⇒ 「高圧ガス事故」



特定事業所でもあり特定製造事業所でもある事業所

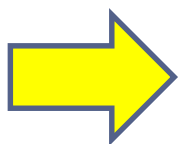
異常現象 ≡ **高圧ガス事故**

ほとんど同じだけれど、
定義は異なるので注意！

はじめに

本県でも事故届が適切になされなかった事案が報告されています。それらはすべて「漏洩」事故です。原因は…

- 異常現象に該当しなければ高圧ガス事故非該当として扱っていた
- 微量漏洩で自分たちで措置できたので、高圧ガス事故に該当するかの確認をしなかった
- 高圧ガス事故の定義が所内規程・マニュアル等に明示されていなかった



漏洩に気付くのは多くの場合、現場の人たちの巡回・点検時です。高圧ガスの製造・貯蔵・消費などに関わるすべての人たちの認識の再確認をお願いします。

石油コンビナート地域での発災状況

○異常現象と高圧ガス事故の発生状況(2021)

事故発生件数

内高圧ガス事故

異常現象	該当	計	80 (54)	17 (10)
		横浜市	33 (18)	4 (3)
	川崎市	47 (36)	13 (7)	
異常現象	非該当	計	29 (27)	11 (7)
		横浜市	-	6 (0)
		川崎市	-	5 (7)

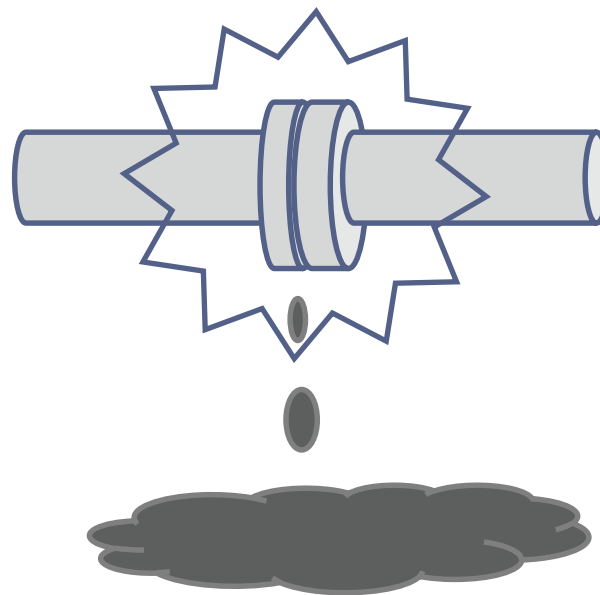
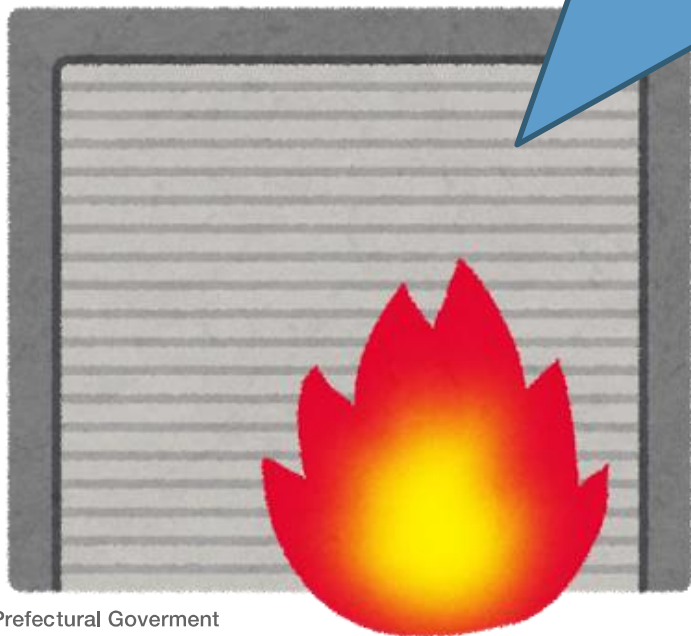
※()内は前年の件数

※高圧ガス事故はほとんどが特定事業所で発生

※件数は2022年3月末時点の報告件数

◇異常現象とは…

特定事業所における出火、
石油等の漏洩その他異常な現象



特定事業所における事業実施の統括管理者は
異常現象の発生について通報を受けた場合、

直ちにその旨を消防署等に通報

しなければなりません。（石災法第23条）

異常現象かどうか
迷ったら まず通報を！

微量漏洩は異常現象に該当しない場合があるが、通報の要否で迷う場合は、通報することが望ましい。



- 異常現象に該当した場合、災害の状況・実施した措置内容について、改めて報告が必要です。 **（石災法第26条）**
- 防災活動終了後 **2週間以内** に「石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告（様式2）」を用いて、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、消防保安課まで報告します。

（防災計画第5編第2章第3節）

※ **2週間以内に最終報告を求めています**が、**検討中の項目等がある場合は、中間報告としての報告をお願いします。**
（その後すべての検討が終了したら確報として報告）

◇異常現象とは…

石油コンビナート等災害防止法（石災法）第23条に基づき通報する、特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象（爆発、破損、暴走反応等）

石災法第26条により、県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

参考 異常現象の発生時における迅速な通報の確保について（通知）

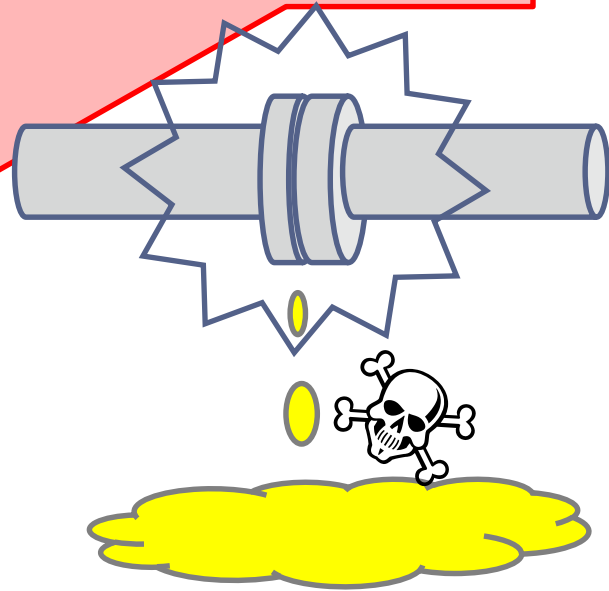
（消防特第62号平成24年3月30日 消防庁特殊災害室長）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/240330_toku62.pdf

高圧ガス事故発生時の通報等について

◇高圧ガス事故とは…

高圧法の適用を受ける施設における出火、爆発、高圧ガスの噴出・漏洩や高圧ガス容器の紛失 など



参考 事故事例についてはKHK HPで公開

https://www.khk.or.jp/public_information/incident_investigation/hpg_incident/recent_12_hpg_incident.html

■ 異常現象と同じく高圧ガスの事故についても事故の状況・原因・実施した措置内容などについて、**速やかに**届出が必要です。（**高圧法第63条**）

■ 事故届書 様式第37（コンビ則第53条関係）を用いて、高圧ガス事故等調査報告書（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領）と説明資料を添付して消防保安課まで報告します。

※原因究明・再発防止などに時間がかかる場合は、中間報告としての報告をお願いします。

◇高圧ガス事故とは…

高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等

- ① 爆発 ② 火災 ③ 噴出・漏えい（一部除外あり）
- ④ 破裂・破損等 ⑤ 喪失・盗難 ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。 ⑦ その他

↑高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領で定義される

◇高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 ：国の内規

高圧法第36条第2項又は第63条第1項の規定により届出された事故の規模の分類等の詳細を定めるとともに、国における事故対応について定めたもの。

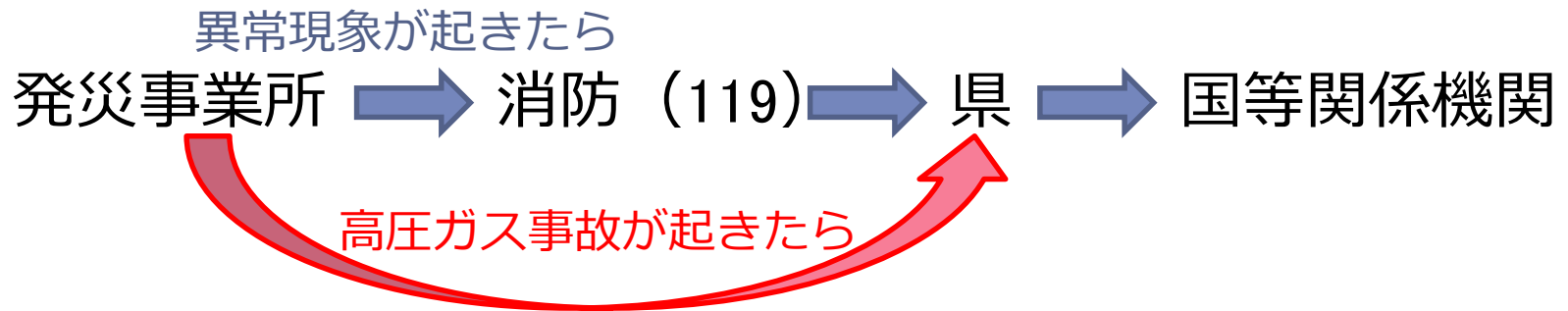
また、都道府県・指定都市が行うことが望ましい対応について記載されたもの。

経産省HP

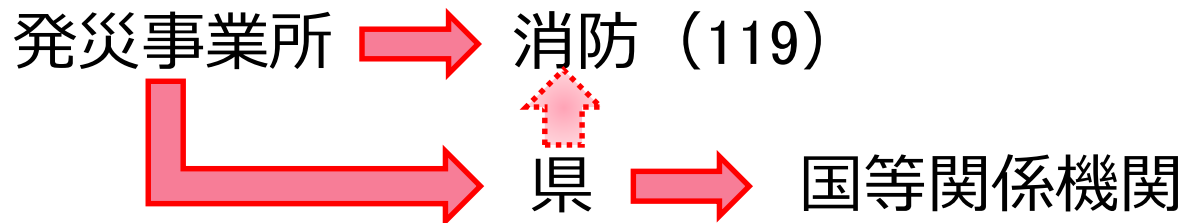
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20200804_hp_3.pdf

異常現象と高圧ガス事故の通報体制

■ 石災法 特定事業所の場合



■ 高圧法 特定製造事業所の場合



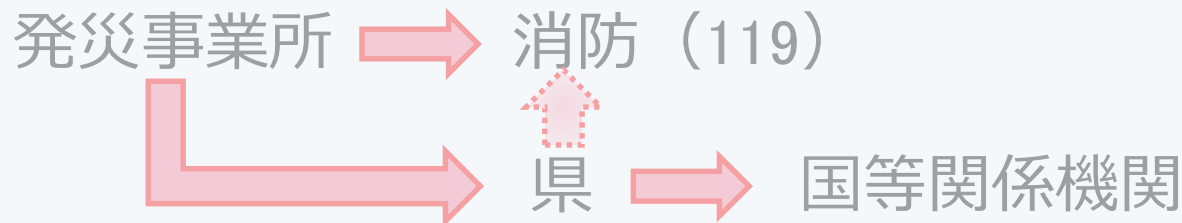
高圧ガス製造施設で発災した場合は**消防への通報とあわせて県消防保安課**にも連絡してください。

異常現象と高圧ガス事故の通報体制

■ 石災法 特定事業所の場合



■ 高圧法 特定製造事業所の場合



今後とも速やかな通報と、事故の発生原因を究明し、再発防止の検討をよろしくお願いいたします。

参考 2021年の特定事業所における事故概要（全国）

【事故発生状況】

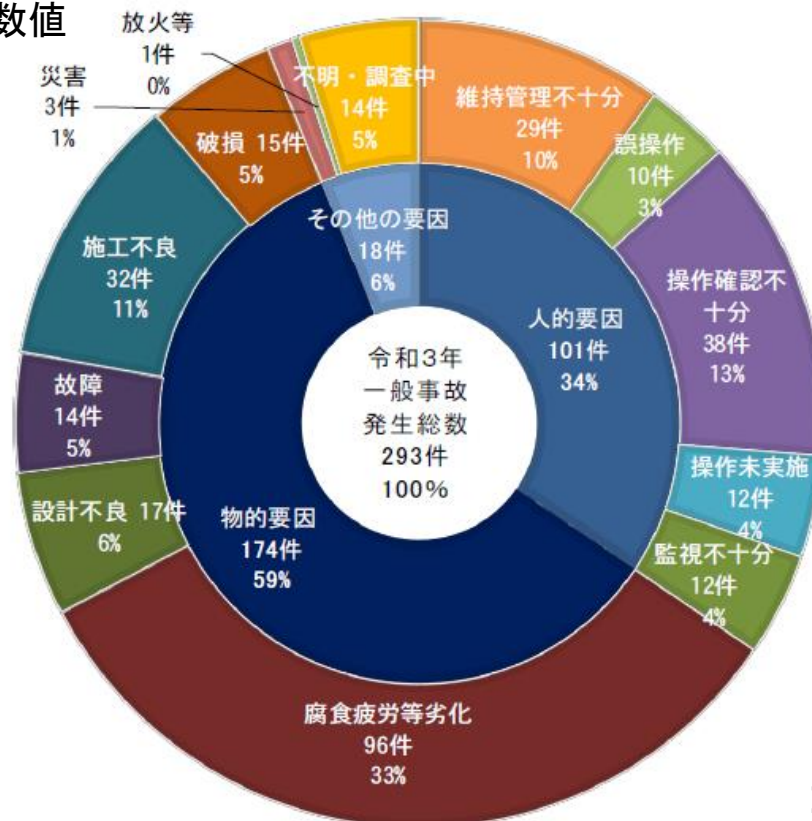
年	特定事業所数	事故件数	死傷者数			
			一般事故	地震による事故	死者数	負傷者数
2021年	655	302	293	9	1	37
2020年	659	267	267	0	1	25

※特定事業所数は、各年4月1日時点の数値

全国の事故概要の取りまとめ結果についてはこちらを参照ください。

「令和3年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表（令和4年5月26日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shoubou01_02000565.html



【図8 令和3年中における一般事故の発生要因】

資料 1 - 2

2 2022年度 石油コンビナート災害 情報受伝達訓練について

石油コンビナート等防災本部

本部員

本部長

知事

第三管区海上保安本部長

県警本部長

市長（横浜・川崎）

消防長（横浜・川崎）

特定事業所の代表

陸上自衛隊 連隊長

知事部内の職員

【事務局】

消防保安課

防災体制の充実

2015年度の石油コンビナート等防災計画の見直し時に
石油コンビナート等防災本部等の防災体制の充実を図ること
とした

項目	防災体制の充実に向けた主な対応
関係機関の 情報共有	<ul style="list-style-type: none">・ <u>大規模地震発生時の被害情報の報告方法の充実</u>・ <u>災害の初期段階において、応急対策上必要な取扱物質の種類などの情報を消防機関に伝える体制の整備</u>・ <u>各種情報通信手段の機能確保</u>
関係機関の 連携体制	<ul style="list-style-type: none">・ <u>合同立入検査の実施</u>・ <u>大容量泡放射システムの円滑な輸送に向けた協定の締結</u>
住民等への 情報伝達	<ul style="list-style-type: none">・ <u>社会混乱防止のための災害広報の積極的な実施</u>
教育・訓練 体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ <u>防災訓練の充実</u>

※下線部は2015年度見直し時に追加・修正した箇所

石油コンビナート等防災本部訓練

1. 情報受伝達訓練 (2022年8月22日実施)

特別防災区域での災害発生時に、関係機関が特定事業所の被害状況を迅速に把握・共有する体制を強化するため、FAX等による情報受伝達訓練を実施

(「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき実施)

2. 合同図上訓練 (2022年11月9日実施予定)

東京都大田区を震源とする大規模地震により、東亜石油(株)京浜製油所のLPGタンクでガス漏えいからの火災発生、ENEOS(株)根岸製油所の原油タンクでリム火災からの全面火災発生等のシナリオに基づき、初動対応を中心とした机上訓練の形式で実施予定

■ 参加機関

91機関

神奈川県くらし安全防災局、横浜市総務局・消防局、川崎市総務企画局・消防局、各特定事業所(77事業所)、各地区共同防災協議会(6協議会+3団体)

■ 被害想定

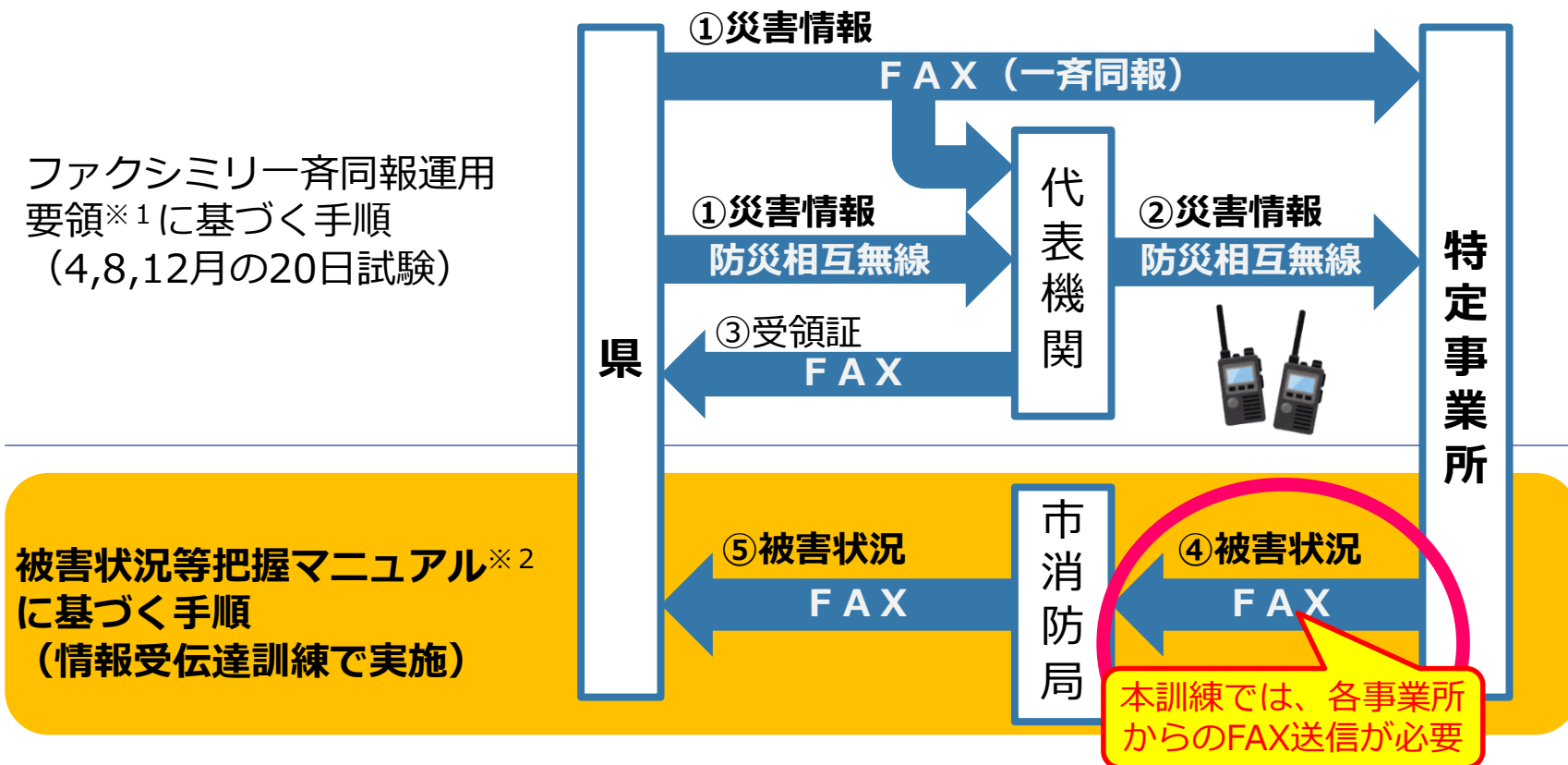
- 平日昼間にコンビナート地域で震度5強以上を観測
- 津波の発生のおそれなし

情報受伝達訓練の概要

訓練方法

FAX及び防災無線を用いて県から災害情報を発信後、
特定事業所が被害状況を市消防局経由で県等へ伝達した

※4,8,12月に県くらし安全防災局総務室が実施しているFAX一斉同報試験と併せて実施



地震・津波発生時における石油コンビナート施設 被害状況等把握マニュアル (平成25年6月19日施行)

目的	地震、津波等による施設被害を迅速に把握し、防災関係機関が情報共有することで、災害時の防災体制の強化を図る。
対象災害	特別防災区域で <u>震度5弱以上観測</u> 、又は <u>津波警報等の発令</u> ※異常現象など、他法令で通報義務がある事象を除く。
対象施設	高圧ガス施設、危険物施設、毒物・劇物取扱施設、その他 ※石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所（特定事業所）内に設置する施設に限る。

➤ 参考 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/cnt/f5050/p673464.html>)

被害状況等把握マニュアルについて

- 報告を行う災害の条件は？
- 報告の対象となる施設は？
- 報告する時間の目安は？

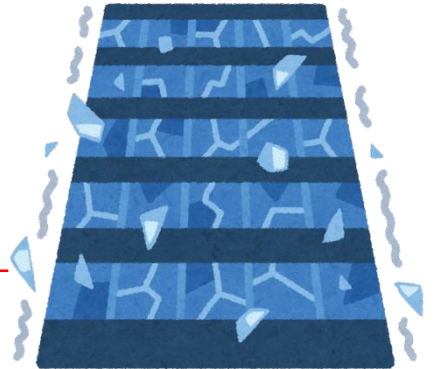
報告を行う災害の条件

地震発生時

気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市の特別防災区域において、**震度5弱以上**の地震を観測した場合

⇒震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域に存在する事業所が報告

(2021年10月7日の地震は全ての事業所が対象)



津波発生時

気象庁により津波警報又は大津波警報が津波予報区（東京湾内湾）に発表された場合

⇒津波予報区（東京湾内湾）に属する特別防災区域に存在する事業所が報告

(神奈川県内の特定事業所は全て対象※)

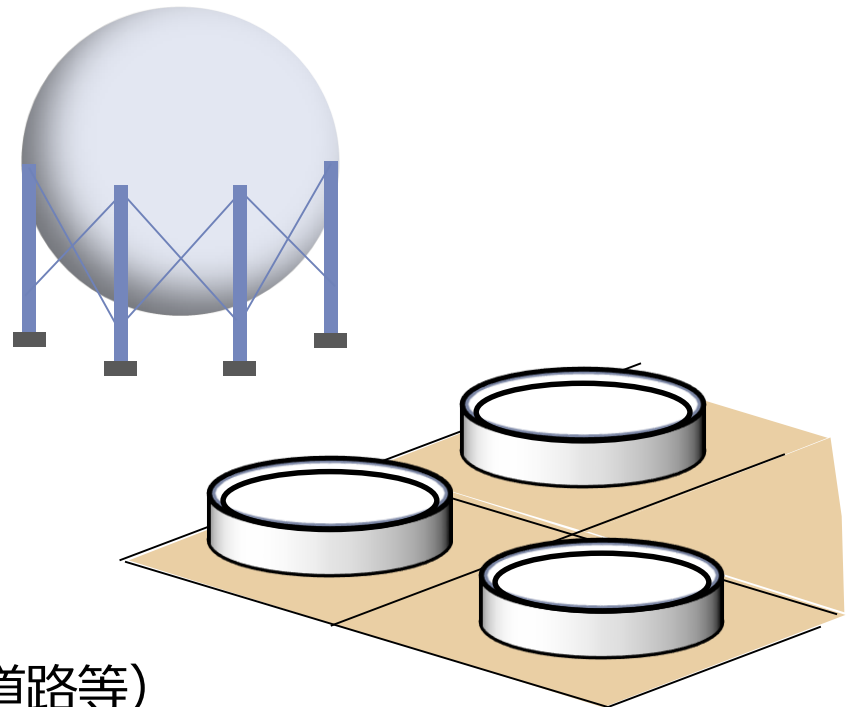


■ 報告対象の事業所

石災法第2条第4号及び第5号の第一種事業所及び第二種事業所

■ 対象となる施設

- 高圧ガス施設
- 危険物施設
- 毒物・劇物取扱施設
- その他の施設（管理棟、構内道路等）



報告する時間の目安

■ 地震発生時

第1報 : 地震発生後 **1時間以内**

第2報 : 地震発生後 **2日以内**

第3報以降 : 施設被害状況等に変更が生じた時点

■ 津波発生時

- ・施設被害に関する内容については、**施設被害状況等について把握が可能となった時点で速やかに報告**

※ 防災活動状況、避難の状況、地震発生時の稼働状況等の報告可能と考えられる内容については、その時点で把握している範囲において報告

<補足>

施設被害状況等のうち、既に異常現象等として関係当局に通報等を行っている場合、改めて報告する必要はない

被害状況の報告

マニュアルに基づく被害状況報告の流れ（イメージ）

震度 5 弱以上
を観測

- ◆第1報（地震発生1時間以内）
 - ◆第2報（地震発生2日以内）
- ※以降、状況変化があれば適宜報告
（ただし、津波は警報解除後に報告）

職員の安全確認後、
所内の対象設備等の
被害状況を把握

被害状況を報告

特定事業所

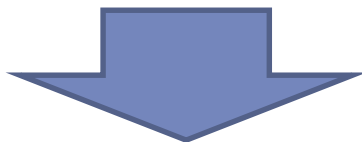


所轄消防本部

実際に発生した地震に関して

2021年10月7日に、千葉県北西部を震源とする地震が発生

神奈川県東部で震度5弱を観測



情報受伝達訓練と同様に被害状況の報告が必要



報告対象となる78事業所の内・・・

報告があった事業所 17事業所

県からのお願い

- 訓練では県送信FAXを災害発生の場合としていますが、**実災害時には、自発的な被害状況報告（FAXの送信）**が必要となります。
- 2021年10月7日の地震を踏まえ、各事業所において、**“地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル”**により、対応の確認をお願いします。
- 夜間に地震等が発生することを想定し、**宿直対応者、警備員等の夜間対応を行う方**にも、必要に応じて、説明をお願いします。

<参考>

地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/cnt/f5050/p673464.html>)

資料 1 - 3

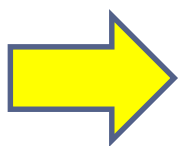
3 高圧ガス保安法に基づく 立入検査について

高圧ガス保安法に基づく事故届等について（注意喚起）※再掲

2022.3.31経産省

■ 高圧法の規定に基づく認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を受けていた某事業所において、**法第63条第1項の規定に基づく事故届に係る扱いを、石油コンビナート等災害防止法第23条第1項の規定に基づく異常現象に該当する場合のみを対象として扱っていた**こと等により、長期にわたり必要な法令手続きを怠っていたことや、認定基準に不適合となる事実が確認されるなど、保安体制に重大な不備が認められたため、認定を取り消された。

■ 上記を受けて、認定事業所宛、あらためて必要な法令手続きを適切に行っているか、認定基準に基づく適切な保安管理を行っているかについて、より一層の注意を求める通知がだされた。



国からは一部の事業所に対して、過去の法令の手続実施状況、事故対応状況など、中には10年遡っての報告が求められている！

参考)

異常があつた場合の記録の保存は法で規定されている

法第60条抜粋

第一種製造者は、省令で定めるところにより、帳簿を備え、高圧ガスの製造について、省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

コンビ則第50条抜粋

特定製造者は、事業所ごとに、製造施設に異常があつた場合に応じて、異常があつた年月日及びそれに対してとつた措置を記載した帳簿を備え、記載の日から十年間保存しなければならない。

2022年度の立入検査方針

- **時期** ①随時（保安検査時）
②（検討中）※
- **対象** ①県保安検査実施事業所
②①以外の特定製造事業所（検討中）※
- **内容**
 1. 高圧ガス事故時の初動対応
 2. 高圧ガス製造施設で異常があった際の記録の確認

※別途ご連絡しますので、その際は日程調整等へのご協力をお願いいたします。



4 高圧ガス保安法関係 法令の改正等について

(1) 法令改正、国の動向 について

(1) 法令改正、国の動向について

改正概要	施行
1. 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」の公布	2022年6月22日公布※
2. 一般高圧ガス保安規則等の一部改正について（水素燃料電池自動車用燃料装置用容器のうち大型車の充填可能期限延長等）	2022年6月22日
3. 容器保安規則等の一部改正について（一般複合容器に係る改正等）	2022年7月29日
4. 第12次地方分権一括法について（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）	2023年4月1日

※施行は一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日からです。

1. 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」の公布

「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」が2022年6月22日公布されました。

※施行は一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日からです。

<改正概要>

① 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度の廃止等

⇒ 「認定高度保安実施者」に係る認定制度の創設

スマート保安の促進

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、安全確保を前提に、その保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査の在り方を見直す。

⇒テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処を期待

② 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外

⇒高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について、安全確保を前提に、高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制が一元化されます。

参考：経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004.html>

2.一般高圧ガス保安規則等の一部改正について（水素燃料電池自動車用燃料装置用容器のうち大型車の充填可能期限延長等）

＜改正の概要＞

2021年11月、国連の自動車基準調和世界フォーラムにおいて、水素燃料電池自動車の相互承認のための協定規則第134号の改正が採択され、2022年6月に発効することが決定しました。

＜具体的な内容＞

- ①水素燃料電池自動車容器のうち大型車について充填可能期限を**15年から20年**まで延長します。
- ②型式承認を得た容器の設計の一部を変更する場合に要求される**試験項目を明確化**すること等の改正が採択されました。

これを受け、国内の法令を整合させる観点等から、関係法令である一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、国際容器則細目告示、各々の改正を行いました。

参考：経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220627_kouatsu_1.html

3. 容器保安規則等の一部改正について（一般複合容器に係る改正等）

<改正の概要>

現在、一般複合容器について多様化が進んでいること等から、同容器の区分の新設や容器再検査期間の見直し等を行います。

また、地球温暖化対策の観点から低冷媒の利用が進んでおり、既存のFC容器で対応できないケースがあることから、新たなFC容器の追加等を行います。

<具体的な内容>

- ①一般複合容器について新たに「**医療用酸素用一般複合容器**」としての区分を設け、容器再検査期間を従来の「**3年**」から「**5年**」に見直し等を行います。
- ②温暖化係数の低い冷媒は圧力が高いこともあるため、**耐圧試験圧力を6MPaとする新たなFC容器の類型を追加**します。

これらの内容について、関係法令である容器保安規則、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈（内規）の改正を行い、新たに規定化しました。

参考：経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/08/20220802_kouatsu_1.html

Kanagawa Prefectural Government

4.第12次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）について

第12次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）について改正があります。

<改正の概要>

液石法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）が改正されます。

都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）が**指定都市の長に移譲**されます。

施行日：令和5年4月1日

4.第12次地方分権一括法について（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲
（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

（施行日：令和5年4月1日）

改正前

液石法^(注1)

- 液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した法律であるが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**
- 液化石油ガス事業者が、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、**液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要。**



支障

- 液化石油ガス事業者が、両法の適用を受ける場合、
 - ①都道府県と指定都市は、それぞれが受け付けた申請等について、**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担**となっている。
 - ②両法の適用を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方で手続きをしなければならず、利便性を欠く。**

改正後

- 液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲**する。

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	<ul style="list-style-type: none"> ・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届 	指定都市の長 (又は都道府県知事)
液石法	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等 	都道府県知事 指定都市の長 (又は都道府県知事) (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に係る窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）

(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

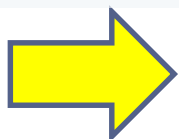


(2) そのほか注意喚起・ 情報提供

2022.3.31経産省

■ 高圧法の規定に基づく認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を受けていた某事業所において、**法第63条第1項の規定に基づく事故届に係る扱いを、石油コンビナート等災害防止法第23条第1項の規定に基づく異常現象に該当する場合のみを対象として扱っていた**こと等により、長期にわたり必要な法令手続きを怠っていたことや、認定基準に不適合となる事実が確認されるなど、保安体制に重大な不備が認められたため、認定を取り消された。

■ 上記を受けて、認定事業所宛、あらためて必要な法令手続きを適切に行っているか、認定基準に基づく適切な保安管理を行っているかについて、より一層の注意を求める通知がだされた。



高圧ガス事故の定義の再確認をお願いします！

参考：経産省HP 太陽石油株式会社に対する行政処分を行い、あわせて、他の認定事業所に法令
手続及び保安管理の適切な実施について注意喚起等を行いました

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331004/20220331004.html>

高圧ガス保安協会から、高圧ガス保安法に基づく容器検査に合格した容器への刻印に関して、誤った刻印がされていることが公表されていますので、注意喚起の観点から周知します。

<事案の概要>

平成29年1月及び平成24年5月、高圧ガス保安協会による容器検査に合格し、同協会による刻印がなされた神鋼機器工業（株）製の溶接容器について、下記のとおり刻印された容器の**質量**及び**容器検査の合格年月**に誤りが見つかりました。

② 神鋼機器工業（株）製容器への刻印の誤りについて（注意喚起）

（1）容器の質量

- ・ 容器製造業者： 神鋼機器工業（株）
- ・ 容器の種類： 溶接容器
- ・ 内容積： 117.5L
- ・ 検査合格日： 平成29年1月11日

	打刻されている刻印	正しい刻印
容器の質量	W 36.5	W 36.0

（2）容器検査の合格年月

- ・ 容器製造業者： 神鋼機器工業（株）
- ・ 容器の種類： 溶接容器
- ・ 内容積： 117.5L
- ・ 検査合格日： 平成24年5月8日

	打刻されている刻印	正しい刻印
容器検査の合格年月	-12	5-12

対象容器について同様の誤りが発見された場合、速やかに高圧ガス保安協会にご連絡ください。

参考：経済産業省 HP

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/04/20220422_kouatsu_1.html

高圧ガス保安法に係る容器検査所における耐圧試験未実施容器の出荷・回収について、7/7に千葉県HPにてプレスリリースがされましたので、注意喚起の観点から周知いたします。

<事案の概要>（千葉県発表資料から抜粋・一部改変）

○事業者：日東燃料工業株式会社 市原営業所

○概要：

・LPガス容器に係る容器再検査において、法に定める検査方法の一部（**耐圧検査**）を**実施しないまま合格**としていた。

・未検査の疑いのある容器の本数：**約8千本**

○県による対応の内容：

・文書による指示等（納品先への確実な注意喚起を行うこと、耐圧試験未実施容器の自主回収を一刻も早く完了させること）

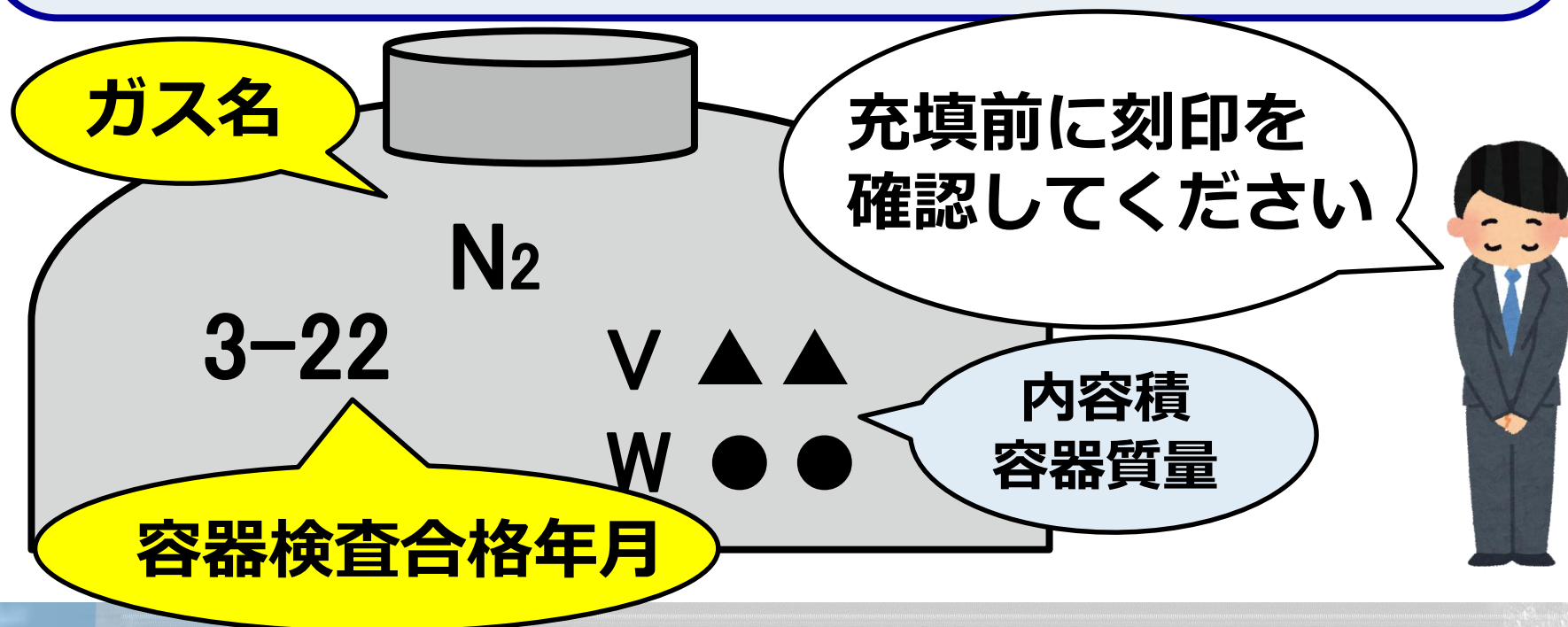
参考：千葉県 HP

<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/040707hoan.html>

県からのお願い

事業所内の容器の適正な管理をお願いします。

- ・ 高圧法容器保安規則が適用される容器が
- ・ 充填前には刻印を確認





資料 1 - 5

5 そのほか

1) 収入証紙の廃止について

- 今年度末（2023年3月末）に収入証紙が廃止される予定。
- 廃止後の納付方法としてe-KANAGAWA電子申請システム又は納入通知書による納付等を検討中。
- 詳細については決まり次第、県HP等にてお知らせします。

1) 収入証紙の廃止について

■ 納入通知書

→ 神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関で納付

討 中

収入済通知書

氏名

区分	年度	所属	額定番号

金額

区分	会計	年度	出納	所属	額定番号	科目

納付期限 年 月 日 金額

県(所)名 ただし
所属出納機関
神奈川県会計管理者

領収日付印

住所

氏名

区分	会計	年度	出納	所属	額定番号	科目

納付期限 年 月 日 金額

県(所)名 ただし

領収日付印

住所

氏名 様

区分	会計	年度	出納	所属	額定番号	科目

納付期限 年 月 日 金額

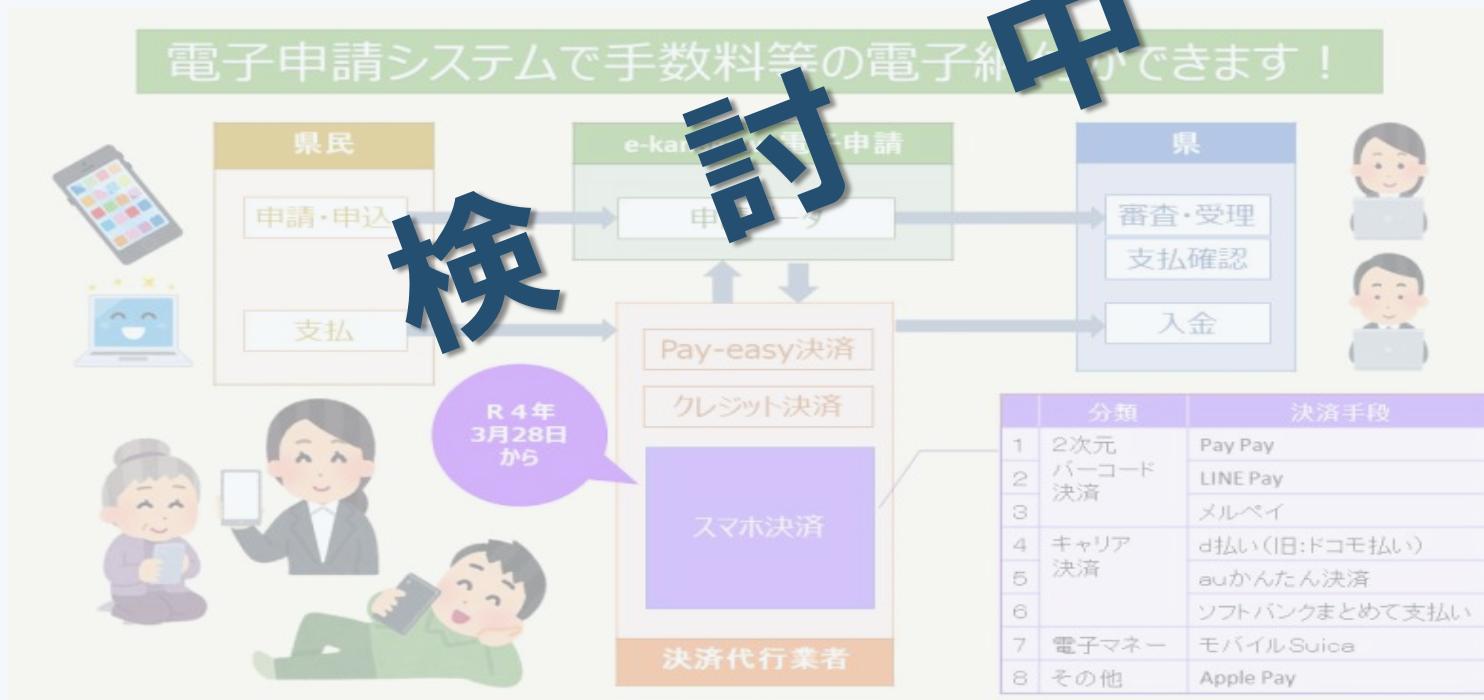
県(所)名 ただし
上記の金額を納入し、印
年月日
神奈川県知事 (所長) 印

納付場所
神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関及び神奈川県収納代理金融機関

領収日付印

1) 収入証紙の廃止について

- e-KANAGAWA 電子申請システム
→ スマホ決済、クレジットカード及びインターネットバンキングで納付



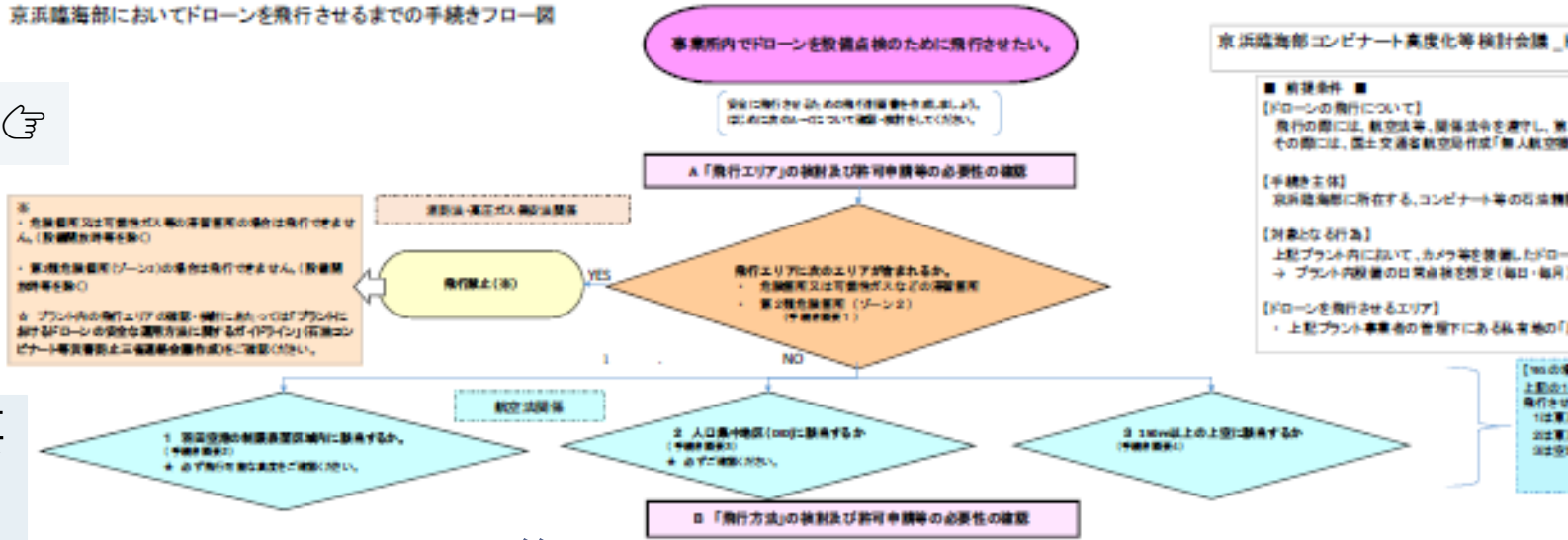
2) 災害時ドローン飛行計画書のHP掲載について

- ドローンを活用したい場面として意見が多かった、「災害・緊急時」での飛行に対応する**飛行計画書（災害時拡充版）**（例）、また飛行させるまでの諸官庁等への手続きや確認事項を「**フロー図**」と「**手続き概要**」にまとめHPへ掲載しましたので、ぜひご活用ください。
- 飛行計画書（災害時拡充版）（例）（県消防保安課HP）
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/documents/01title.html>
- フロー図・手続き概要（県地域政策課HP）
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/y2w/cnt/f12100/>

2) 災害時ドローン飛行計画書のHP掲載について

京浜臨海部においてドローンを飛行させるまでの手続きフロー図

フロー図



手続き概要

6

稼働中・貯蔵中の高圧ガス施設や危険物施設の点検にドローンを使用する。

① 飛行前（航空局の許可後）の情報提供（※1・2・3）

※1 予防規程に記載の範囲外で、稼働中・貯蔵中の危険物施設において（ドローンを使用する際に、所管消防局への利用内容説明の連絡をお願いします）

※2 非危険物施設の点検等に使用する場合は不要です。

※3 飛行期間の更新を理由に新たに国土交通省から許可を受けた場合、従署が内容を確認し、消防保安課に情報提供した飛行方法や内容から変更がない計画書の提出を省略できるものとします。
 但し、予防規程において予め定めた飛行方法と異なる場合は、改めて飛行防署に提出し、県消防保安課への情報提供も行ってください。

② 所管消防局及び県消防保安課（メール可）

③ 県消防保安課＝受理のみ

市消防局＝飛行の内容の確認（受理から2～3日）

■ 本日の講習資料は後日、当課HPで公表します。

■ 過去の開催資料も掲載していますので、事業所内での情報共有等にご活用ください。

当課HP：

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/p1125262.html>

防災管理者等研修会及びコンビナート事業所保安対策推進連絡会について

防災管理者等研修会及びコンビナート事業所保安対策推進連絡会の概要

石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の一層の充実を図るため、「防災管理者」等を対象に神奈川県内の事故の発生状況など各種保安情報の提供を行っております。

開催状況

2018年度

[防災管理者等研修会\(第1回\)及びコンビナート事業所保安対策推進連絡会\(第1回\)](#) (2018年7月17日開催)

[防災管理者等研修会\(第2回\)及びコンビナート事業所保安対策推進連絡会\(第2回\)](#) (2019年3月12日開催)

2019年度

[防災管理者等研修会\(第1回\)及びコンビナート事業所保安対策推進連絡会\(第1回\)](#) (2019年7月8日開催)

防災管理者等研修会(第2回)及びコンビナート事業所保安対策推進連絡会(第2回)は新型コロナウイルスの影響により中止になりました。

2020年度

[防災管理者等研修会\(第1回\)及びコンビナート事業所保安対策推進連絡会\(第1回\)](#) (2020年7月書面開催)

[防災管理者等研修会\(第2回\)及びコンビナート事業所保安対策推進連絡会\(第2回\)](#) (2021年3月書面開催)



ご清聴ありがとうございました